

◆届出の種類

種類	内容	期限
新設の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・特定工場を新設する場合 ・敷地面積又は建築面積の増加により特定工場となる場合 ・既存施設の用途変更により特定工場となる場合 	工事着工 90 日 前まで ※申請により 30 日前まで短縮可 能
変更の届出	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積が増加又は減少する場合 ・建築面積が変更する場合 ・生産施設面積が増加する場合 ・緑地面積又は環境施設面積が減少する場合 ・製品の変更により生産施設面積率等が変わる場合 <p>(ただし、次の場合は届出不要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の生産施設をそのままの状態に移設する場合 ・生産施設以外の施設(事務所、研究所、倉庫等)を 新增設する場合 ・生産施設の修繕を行う場合で、生産施設面積の増 加が 30 平方メートル未満の場合 ・生産施設の撤去のみを行う場合 ・緑地または緑地以外の環境施設の増設のみを行う 場合 ・特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の移 設であって、当該移設によりそれぞれの面積の減少を 伴わないもの(周辺の地域の生活環境の保持に支障 を及ぼすおそれがないものに限る。)※H23.9.30 改正 により追加 ・緑地面積の減少が 10 平方メートル以下の場合(保安 上その他のやむをえない事由により速やかに行う必 要がある場合に限る。) 	
氏名等の変更の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・届出者の氏名又は住所を変更した場合 <p>(ただし、法人の代表者変更の場合は届出不要)</p>	事後、速やかに

承継の届出	・譲り受け、借り受け、相続又は合併により届出者の地位を承継した場合	
廃止の届出	・工場を閉鎖する場合	